

○高岡市福岡B&G海洋センター条例施行規則

平成17年11月1日

教育委員会規則第50号

改正 平成18年9月28日教委規則第7号

令和2年3月25日教委規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市福岡B&G海洋センター条例(平成17年高岡市条例第216号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(占有利用許可の申請)

第2条 条例第5条の規定により、高岡市福岡B&G海洋センター(以下「海洋センター」という。)の体育施設及びプール施設(以下「体育施設等」という。)の占有利用の許可を受けようとする者は、占有利用しようとする日の7日前までに利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(占有利用の許可等)

第3条 占有利用の許可は、前条の規定による申請の順によるものとする。

2 指定管理者は、体育施設等の占有利用を許可したときは、利用許可書を交付し、許可しないときはその理由を付して通知するものとする。

3 占有利用の許可を受けた者(以下「占有利用者」という。)は、海洋センターの利用に際し前項に規定する利用許可書を携帯し、係員の指示に従わなければならない。

(占有利用の変更)

第4条 占有利用者は、利用の変更について許可を受けようとするときは、利用期日の3日前までに利用許可変更申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、体育施設等の占有利用の変更を許可したときは、利用許可変更許可書を交付し、許可しないときは、その理由を付して通知するものとする。

(個人利用の許可)

第5条 プール施設を個人利用しようとする者については、指定管理者の発行する利用券の購入をもって条例第5条の許可を受けたものとみなす。

(利用料金の減免)

第6条 条例第11条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用料金の減免の範囲及び割合は、別表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めて高岡市教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

3 指定管理者は、利用料金の減免の可否を決定したときは、利用料金減免可否決定通知書を通

知するものとする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
- (2) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 他人に迷惑となるような行為や、物品等の携帯をしないこと。
- (4) 許可を受けずに広告類を掲示し、又は配布しないこと。
- (5) 所定の場所以外の場所では喫煙しないこと。
- (6) 利用を終了したときは、利用箇所の清掃及び整理をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める行為をしないこと。

(届出)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者に届け出なければならない。

- (1) 利用者が利用した建物、器具等を汚損し、損傷し、又は滅失したとき。
- (2) 利用した施設において、災害その他の事故が発生したとき。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の福岡町B&G海洋センター管理規則(平成2年福岡町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年9月28日教委規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の高岡市福岡B&G海洋センター条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の高岡市福岡B&G海洋センター条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(令和2年3月25日教委規則第12号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

利用区分	減免率	
	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
市又は教育委員会の主催する場合	100%	100%
市又は教育委員会の共催する場合	50%	30%
市又は教育委員会の後援する場合	30%	15%